鈴都計第４８９号
令和３年８月１８日

関係者各位様

鈴鹿市長　末松　則子
（公印省略）

鈴鹿市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針について（お知らせ）

平素は，本市の都市計画行政にご理解ご協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

さて，本市では、市街化調整区域の既存集落の人口維持を図ることを目的に、優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく「鈴鹿市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」を県内で初めて策定しました。

このことにより，市街化調整区域においても一定の条件を満たせば、住宅の建設が可能となります。

つきましては，ご多忙の折，誠に恐縮ですが，貴団体所属の関係者各位におかれましても，この旨をご周知いただきますよう，よろしくお願い申しあげます。

記

1　施行期日　令和３年７月１日から
2　概要　　本市ホームページをご覧いただきますようお願いいたします。
3　お願い　　優良田園住宅の建設に関しましては，事前に都市計画課までご相談いただきますよう，お願いいたします。

ホームページアドレス（二次元バーコード）
https://www.city.suzuka.lg.jp/life/benri/8415.html

お問合せ先
鈴鹿市　都市整備部都市計画課
開発指導グループ　担当　中西・渡邉
℡059-382-9074

鈴鹿市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針について

１　概要

本市では、市街化調整区域の既存集落の人口維持を図ることを目的に、優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく「鈴鹿市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」を県内で初めて策定しました。

このことにより、市街化調整区域においても一定の条件を満たせば、住宅の建設が可能となります。

２　対象地区（この地区内の指定既存集落及びその隣接地）

・ 鈴鹿市全体の人口減少率よりも，人口減少が進んでいる地区
・ 地区内に市街化区域又は大規模住宅団地を含んでいない地区
・ 既に集落が形成されている指定既存集落及びその隣接地

※ 指定既存集落とは，自然的条件及び社会的条件に照らして，一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落で，おおむね 200 戸以上の集落をいいます。

※ 基本方針で定めた指定区域になります。

３　建築に関する条件（抜粋）

・ 敷地面積 300 ㎡以上。建蔽率 30％以下，容積率 50％以下
・ 既設の水道や道路などを利用し，新たな公共投資の必要がないこと。
・ 農用地，自然環境を保全する区域，災害危険区域，地すべり防止区域，急傾斜地崩壊危険区域，土砂災害（特別）警戒区域等，浸水想定区域等ではないこと。
・ 都市計画法の開発許可又は建築許可を受けること。
・ 基本方針に基づく建築計画の認定を受けた一戸建て専用住宅であること。

※ 建築条件の詳細につきましては，担当課にお問い合わせください。
ホームページアドレス(二次元バーコード)
https://www.city.suzuka.lg.jp/life/benri/8415.html

４　施行期日　令和３年７月１日